

5・7・5に乗せて



愛媛若葉ひろみ句会

夏草や重荷となりし家屋敷

伊藤 京

遠き日の板橋きしむほたる川

浜田 千鶴

梅雨寒や眠れぬ夜の雨の音

高橋 妙

有つて無き老いの予定や枇杷うるる

高田 弘子

子^{ぼうふら}子やお前の親はどこにいる

福本 恵子

早すぎる移ろい惑う梅雨の入り

藤田 光子

青嵐背戸山一日ゆれやまず

小西 あや

四方十川に鮎釣り並ぶ解禁日

松岡 寛孝

愛治俳句会

天^{あまがたき}ヶ滝水は天から落ちて来る

久保田由布

代^{しろのみ}播の一部始終を鴉^{からす}見る

氏本佐喜恵

青田飛^{つば}ぶ燕時々水打つて

金子 和子

抽出の奥より出でし種袋

木原 幸江

小^{てんとうむし}さき子の目にしか見えぬ天道虫

末廣 典子

更^{ころもがえ}衣女医ばつさり髪切つて

善家 初穂

牛が聞く朝一番のほととぎす

土居原佳子

青き野の真中^{まなか}四方十蛇^{だごう}行せり

古谷 久代

麦^{ばく}秋や目薬二滴^{にてき}犬の目に

渡邊三代子

消費生活だより



特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました！

その1 商品は直ちに処分可能

一方的に送り付けられた商品については、これまでは届いてから14日間保管後、自由に処分できましたが、7月6日以降は直ちに処分できるようになりました。

その2 事業者から金銭を請求されても支払いは不要

一方的な送り付けでは、契約は成立しておらず、代金を支払う必要はありません。

その3 誤って金銭を支払ってしまったら、返金を請求できます

商品代金を請求され、支払い義務があると誤解して支払ったとしても、返金を求めることができます。

もし「代引き」で心当たりのない商品が届いたときは、支払わず一旦受取りを保留して、宅配業者に持ち帰ってもらいましょう。家族の誰も注文していないことを確認してから、改めて受取拒否の連絡をするとよいでしょう。対応に困ったときは、鬼北町消費生活相談窓口（45-1111）にご相談ください。

